

産地市場の機能強化のための取組

- 産地市場の統廃合や機能の集約・分担等により、産地における価格形成力の強化や、取扱量の増大、品質の向上等による販路拡大を目指す取組が見られる。

南駿河湾漁協(静岡県)

○ 静岡県御前崎市、吉田町、牧ノ原市では、複数の漁協・市場が存在していたが、漁協組合員の高齢化と減少、市場の買参人や水揚げ量の減少等の共通課題があった。

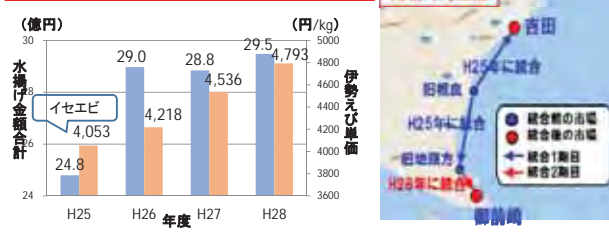
このため、漁協が中心となって産地市場を段階的に統合し、近隣4市場を2市場に再編・機能分担。

○ 市場統合のほか、統合後の2市場で扱う魚種を住み分けることにより、1市場に集まる荷の量が増加。競りが活発になり、中央市場からの引き合いも増え、魚価向上を実現。

漁協の市場運営体制も充実が図られた(販売手数料は据置き。平成29年には4人の新規採用を実現。)

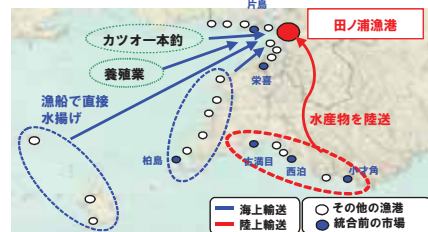
【統合前(H25)】 4漁協・4市場 → 【統合後(H28)】 1漁協・2市場

市場統合に伴う水揚げ金額と魚価の向上



すくも湾漁協(高知県)

高知県宿毛市及び大月町では、小規模市場が点在し、少量生産で価格形成力が乏しいなどの課題があった。このため、近隣6市場を田ノ浦漁港に集約し、衛生管理に対応した総合市場を開設。この結果、取扱量の増大と品質の向上が図られ、販路拡大や魚価向上を実現。



14

産地市場の機能向上と併せた漁港機能の再編・集約化等

- 水産物の流通加工の合理化・高度化のためには、産地段階において、産地市場の統廃合による水揚げの集約や衛生管理体制の高度化等による集出荷機能・出荷調整能力の強化を図ることが必要。
- こうした観点から、水産基盤整備事業をはじめとする各種事業の重点的な実施を通じて、拠点となる漁港における産地市場の機能強化を進めているところ。

大規模な拠点漁港における対策 (水産基盤整備事業による対応)

- 全国の2,860漁港のうち、取扱金額が多いなど主要な産地市場を有し、水産物の集出荷拠点としての役割を有する漁港は約140漁港。



- 漁港漁場整備長期計画の計画期間(H29~H33)において、このうち、全国的な漁船が利用する流通圏域が広い漁港や陸揚量が多い漁港など、約80漁港における集出荷機能の集約・強化等を図る予定。

和江漁港(島根県)

○ 久手、和江、五十猛、仁摩の既存4市場を和江に統合し市場機能の集約化に併せて、高度衛生管理型の荷さばき所等の整備を実施。H25年9月に高度衛生管理型荷さばき所の供用を開始。

○ 併せて、場内の衛生管理を徹底するため、市場関係者に対する研修や作業環境の改善等を実施。

○ その結果、水産物の集約や品質向上が図られ、仲買人が増加(大手量販店や飲食店も参入)し、市場における購買力が向上するとともに、販路が全国に拡大。



15

トレーサビリティ

16

水産物におけるトレーサビリティ

- 水産物におけるトレーサビリティの意義については、①IUU(違法・無報告・無規制)漁業対策、②輸出促進(外国による規制への対応)、③販売戦略(ブランド化や適切な資源管理を行っていることのアピール等)の3つの側面がある。

I U U 漁業対策

- 輸入水産物に漁獲証明書の添付を求めるなど、地域漁業管理機関で合意された貿易措置を、輸入貿易管理令に位置付け、実施。

輸出促進

- 水産物の輸出を支援するため、日本産水産物に関する漁獲証明書等を発行している。

販売戦略

- 水産物の付加価値を明確化し、漁業者の所得向上を図る等のため、水産物のブランド化や、水産エコラベルの取組が行われている。

国際的なIUU漁業対策

- 国際的なIUU漁業対策のため、地域漁業管理機関や二国間の枠組において様々な取組が行われている。
- 特に、IUU漁業による漁獲物が海外市場に輸出されないよう、輸入時に正規の漁獲物であることを確認する制度を導入している。

○ 地域漁業管理機関（RFMO）

- ・ 各RFMOにおいて、毎年、保存管理措置の遵守状況をレビューしているほか、IUU漁船リスト（いわゆるブラックリスト）、統計証明制度（輸出国により正規漁獲物であることを証明する制度）、漁獲証明制度（漁獲国、蕃養国、輸出国が正規漁獲物であることを証明する制度）等を導入している。

（参考）RFMOにおける措置例

- ・ IUU漁船リスト（まぐろRFMO, NAFO, CCAMLR, NPFC）
- ・ 統計証明制度（メバチ、メカジキ）（ICCAT, IATTC, IOTC）
- ・ 漁獲証明制度（大西洋クロマグロ、ミナミマグロ、メロ）（ICCAT, CCSBT, CCAMLR）
- ・ 違法漁業防止寄港国措置協定に基づく港湾検査基準（ICCAT, IOTC, CCSBT, NAFO, CCAMLR, WCPFC）
- ・ 転載管理措置（まぐろRFMO, NPFC）
- ・ 公海上検査手続き（WCPFC, NPFC, CCAMLR）
- ・ 漁船位置モニタリングシステム（まぐろRFMO, NAFO, NPFC, CCAMLR）

○ 二国間の枠組

- ・ 日EU（2012）、日米（2015）、日タイ（2017）の二国間で、IUU漁業対策で協力する旨の共同声明を採択している。
- ・ 中国、韓国、ロシアといった周辺国との二国間漁業交渉等において、毎年、違法漁業の実態についてレビューや再発防止を議論している。
- ・ ロシアとの間では水産物の密漁・密輸出対策に関する二国間協定を締結し、特にロシアで密漁されたカニについて我が国への輸入を防止する措置をとっている。

18

EU・米国におけるIUU漁業対策（輸入トレーサビリティ制度）

- 世界では、EUが2010年から、アメリカも2018年から、IUU漁業対策の一環として、輸入水産物に対して漁獲等の情報提供を要求。
- これらの地域・国に輸出する水産物については、一定の情報項目等についてトレーサビリティの確保が求められている。

	EU	米国
対象魚種	海面漁業由来の全ての水産製品 (淡水魚、稚魚又は幼生を用いて生産された養殖魚、観賞魚、活力キなどは対象外。)	指定された魚種（マグロ・カツオ、マダラ、ナマコ類等。養殖水産物を含む。）に係る水産製品
必要な情報項目 (例)	次の情報が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 漁船の船名・母港 ➢ 漁船の登録番号・許可番号 ➢ 水産物の製品名 ➢ 魚種・HSコード ➢ 漁獲水域 ➢ 漁獲年月日 ➢ 重量 等 	次の情報が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 漁船の船名・旗国 ➢ 漁船番号 ➢ 漁業許可の証拠（許可番号等） ➢ 漁獲の水域（天然の場合）又は養殖施設の場合（養殖の場合） ➢ 水揚げ年月日 ➢ 重量 等
情報の提供方法等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日本側の輸出業者が、所定の情報を含む国（水産庁）の証明書を取得。 ➢ EU側の輸入業者が、当該証明書等を関係当局に提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 米国側の輸入業者が、日本側の輸出業者に対し、所定の情報及び売買関係書類の提供を要求。 ➢ 輸入業者は、提供された情報を、米国指定のシステムに登録。

日本が発給している水産物の漁獲証明書等の概要

- 水産物輸出の促進のため、輸出国による証明を必要とする一部の国・地域に対応し、一部の水産物について、水産庁等が漁獲証明書等を発行している。

漁獲証明書

数量や製品形態、輸出先などを記入し、漁獲水域や漁法、漁船名、漁獲から移送、出荷までの生産・流通の流れ等について輸出国の政府が確認した証明書を発給。

水産庁では、マグロ類およびメロに関する漁獲・輸出・再輸出証明書、EU向け漁獲・加工証明書、中国向けサケ類の漁獲証明書を発給。

衛生証明書

輸出先国の求める衛生基準を満たしていることを政府として証明するために、一部の国・地域向けの一部の水産物について衛生証明書を発給。水産庁では、EU向け輸出水産物の衛生証明書、中国向け活水産物の衛生証明書及びブラジル向け動物衛生証明書を発給。

原産証明書

米国政府は、エビ製品の輸入に際し、当該エビの漁獲時に海亀を混獲しなかったことなどを示す原産証明書を要求。原産証明書は、エビを漁獲した国が発行することになっており、水産庁において天然・養殖の区別、漁法、製品形態、輸出重量等を確認し、原産証明書を発給。

輸出証明書(原発事故関連)

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、現在、27の国・地域が日本産水産物の輸入に対し放射性物質検査証明書・産地証明書の添付を求めている。具体的には、規制地域で生産されていないこと(産地証明)や放射性物質の基準を満たしていること(検査証明)について証明書を発給。

20

国内市場におけるトレーサビリティの取組み

- 一部地域・魚種においては、生産段階の情報など、商品の情報を国内の需要者や消費者に提示することを目的とした独自のトレーサビリティの取組が見られる。
- トレーサビリティの導入・運用にあたっては、ICT技術が活用されている。

JF岡山漁連加工センター

- JF岡山漁連加工流通センターでは、日生町漁協及び牛窓町漁協で生産される生かきを集荷して、加工販売を行っている。
- トレーサビリティに対応するため、加工場内の製造工程において、生産者番号と漁場番号を記した管理カードを用いて原材料の移動を管理している。
- 同センターのウェブサイトでは、製品のロット番号等を入力することにより、製品のかきが育った漁場(養殖海域)と生産者の情報等が確認できる。



生産者番号等を記した管理カード



ウェブサイト上で検索可能

JF十三漁業協同組合(青森県)

- JF十三漁業協同組合では、2004年に活シジミとして世界初のトレーサビリティシステムを運用開始。
- 全ての出荷物に対して、生産者と購入業者、出荷日の情報を登録し、重量に応じた枚数のトレーサビリティシールを同梱している。
- トレーサビリティシールに記載のQRコードを読み取りウェブサイトへ接続することにより、生産者の氏名や写真、仲卸業者の名称などを確認できる。



出荷物と同梱されるシール



小売パックに貼り付けられたシール

21

認証制度の活用

- 我が国の水産物が持続可能資源であり、管理しつつ最大限活用することの重要性を消費者に理解してもらうためにも、水産加工業者や流通業者等との連携を図りつつ、持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの普及を促進。
- 認証された水産物が、流通・加工の過程において非認証水産物と混ざることなく消費者に届くことを確実にする仕組み（CoC認証）により、水産エコラベルの貼付された商品が、認証された漁業から生産され、認証を取得した流通～製造・加工～小売業者によって取り扱われたものであることを担保。

○ MSC漁業認証

主に高緯度地域の漁業を認証
申請単位は、単一の魚種・漁法



○ MEL漁業認証

日本をはじめとするアジアの多様な魚種・漁法に対応（複数の魚種を同時に漁獲する漁法など）



※CoC認証において、MEL、MSCともに、同じ認証の水産物同士の混合については、認められている。



※認証された遠洋かつお・まぐろ漁業により漁獲された認証水産物が、国内の小売店で販売されている例。

■ Chain of Custody (CoC) のイメージ



漁業生産資材